

1. 件名：福島第一原子力発電所における地すべりの可能性に係る面談
2. 日時：令和5年10月17日（火）15時30分～16時20分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
正岡企画調査官、椎名係長
審査グループ 地震津波審査部門
江崎企画調査官、千明上席安全審査官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当3名
(うち2名テレビ会議システムによる出席)
福島第一原子力発電所 担当3名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、資料に基づき、特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合（令和5年6月19日）におけるコメント回答として、周辺斜面による耐震重要施設等への波及的影響について説明があった。
- 原子力規制庁から、主に以下のコメントを伝えた。
 - ステップ3「波及的影響の評価」における「評価①：斜面崩壊形状の想定」や「評価②：施設への影響評価」については、許認可実績がないため、評価式に含まれる不確実さ等も定量的に検討した上で、当該評価式を今回の周辺斜面による耐震重要施設等への波及的影響の評価において適用できるとする根拠を示すこと。
 - 上記を示す際には、審査実績として記載されている高浜発電所の土留擁壁や柏崎刈羽原子力発電所のアクセスルートに係る評価は、審査過程において取り下げられたこと、又は評価する対象物が耐震重要施設等ではないことから、許認可実績として使用できないことを認識した上で、十分な根拠をもって適用性を示すこと。
 - 本年6月の技術会合等で指摘したように、評価対象施設の使用期間や地震の発生確率等を踏まえた事象の切迫度や評価対象施設が内包するインベントリ量を考慮すると、何かしらの対策を行うことを検討する必要があること
- 東京電力より、上記コメントを踏まえ、今後の対応を検討する旨の回答があった。

6. その他

- 資料：
- 福島第一原子力発電所における地すべりの可能性について コメント回答
耐震重要施設の周辺斜面による波及的影響について

以上